

～妊産婦さん、子育て中の方へ～



白川村出産・子育て応援事業

国の施策に基づき、すべての妊婦さんや子育て家庭がより安心して出産・子育てができるよう、妊娠中から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を行います。あわせて、妊娠・出産時の関連用品の購入や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る「経済的支援」を一体として実施します。

※村単独お祝金の「ゆりかご事業」（第1～2子：10万円、第3子以降：50万円、転出予定のある方：5万円）は村外への妊婦健診の交通費や出生のお祝いを目的としているため、本事業とは別に継続し、4か月児健診の案内時に申請書を送付します。

「伴走型相談支援」

妊娠中から子育て家庭に寄り添い、身近な相談に応じ、関係機関と連携をしながら継続的な情報発信、必要な支援につないでいきます。

1. 妊娠届出時（母子手帳交付時）に、保健師の面談を行います（事前に連絡いただけますと、助かります）

安心して出産を迎えられるように、「白川村版の子育てガイド」を使って出産までの見通しを一緒に立てます。

2. 妊娠8か月頃にアンケートを行います

妊娠中のからだの状態やお気持ちをお聞きし、希望や必要に応じて保健師、助産師が面談を行います。また、産前産後の過ごし方や、サービスの情報をお伝えします。

3. 出産後、こにちは赤ちゃん訪問による保健師や助産師等の面談を行います

お子さんの成長を一緒に確認したり、子育ての悩みや困り事などをお聞きします。

※村では保健師、助産師が出産や子育てに関する相談に応じています。

※「白川村ファミケア」（LINE BAND）からのご相談もお待ちしております。



「経済的支援」

※村では県の電子クーポン体制が整う令和5年10月頃までは現金で支給します。

【給付金の対象者】

事業開始日（令和5年2月1日）以降の申請日時時点で白川村に住所を有し、下記に該当する方です。

①出産応援給付金（妊婦の方に対し5万円）⇒対象者にはピンク色の申請用紙をお送りしています。

※妊娠届出の提出日に関係なく令和4年4月1日以降に出産した産婦の方は全員対象になります。

令和5年4月からは妊娠届出時に申請書とアンケートをお渡しいたします。

②子育て応援給付金（産婦の方に対し児1人あたり5万円）⇒対象者には黄色の申請用紙をお送りしています。

・令和4年4月1日以降に出産した産婦の方

・令和5年4月からは産後2か月頃の赤ちゃん訪問時に申請書とアンケートをお渡しいたします。

【申請方法】

①子育てアンケートと申請書兼請求書が届いたら、必要事項を記入し、返信用封筒で提出してください。または直接、役場村民課へ提出してください。

（※アンケート回収は国から義務づけられておりますので、お忘れのないように提出をお願いします。）

②申請を受付後に審査の上、給付を決定し、指定された金融機関の口座へ応援金を入金します。

【お問い合わせ】 白川村役場 村民課 ☎6-1311（代）

古い無線機器をご利用の皆様はご注意ください (無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正について)

無線(電波)を使用する製品は、電波法により利用目的と利用できる幅(帯域)が細かく定められています。利用目的の幅の外に出てしまう電波をスプリアス発射といい、古い製品ではこのスプリアス発射が強くなります。そのような製品の使用期限が令和4年11月30日までとされていましたが、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により当面の間と改められています。

無線を使う製品(ワイヤレスマイク、トランシーバー、電話の子機、ETC車載器など)で古いものをご利用の方は、メーカーのホームページ、技適マーク(下記写真参照)のある製品については下記QRコード1から開く総務省電波利用ホームページなどをご確認ください。旧スプリアス規格とされるものを、使用期限を超えて使用した場合は電波法違反になり、罰則・罰金(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)の対象になりますので、早めの買い替え、使用しないものは処分をお勧めします。制度については下記QRコード2よりご確認ください。

QRコード1



スプリアス基準の検索

QRコード2

電波利用ホームページ
制度の解説

写真 技適マークの例



技適マーク

番号で検索する場合
RとTがある場合はRで検索

また、この「無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正」について不明なことがありましたら、東海総合通信局(052-971-9120)までお問い合わせください。

軽自動車(四輪)の車検用納税証明書が不要になりました

市区町村が賦課徴収する軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できる「軽JNKS」が令和5年1月より稼働しました。それに伴い、継続検査窓口での「納税証明書の提示」が原則不要になります。

※二輪の小型自動車(250cc超)は従来通り納税証明書が必要ですのでご注意ください。

※次のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- ・納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・中古車の購入直後の場合
- ・他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合



ご注意ください

- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。
※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、軽JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。